

離婚届に伴って、必要になると思われる主な手続きを掲載していますので、ご確認ください。

- ・ 月曜日・金曜日は、窓口が大変混み合いますので、諸手続きにお時間を頂戴いたします。
- ・ ★印が付いているのは泉区役所以外の組織です。
- ・ (※) 印が付いているものは、写真が貼付された官公署発行の公的証明書(運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど)1点または、写真のない公的証明書(健康保険資格確認書・年金手帳など)の場合は2点提示が必要になります。
- ・ 申込期限など詳しくは、各窓口へご確認ください。

	手続きする内容	手続きに必要なもの	手続き窓口
☐	離婚届を出すとき	・本人確認できるもの (※)	泉区役所 戸籍住民課 戸籍係 (本庁舎 1 階) 5 番窓口
☐	マイナンバーカード又は住民基本台帳カードの記載を変更するとき	・マイナンバーカード又は住民基本台帳カード ・代理の方が届ける場合は右記へお問合せください	泉区役所 戸籍住民課 住民記録係 (本庁舎 1 階) 2 番窓口
☐	マイナンバーカードに付加する署名用電子証明書の申請をするとき (氏名や住所の変更により自動的に失効します)	・マイナンバーカード ・本人確認できるもの (※)(暗証番号をお忘れの場合) ・代理の方が届ける場合は右記へお問合せください	
☐	住所を変更するとき	・本人確認できるもの (※) ・市外から転入の場合は転出証明書 ・代理の方が届ける場合は委任状 (同一世帯員を除く)	泉区役所 戸籍住民課 住民記録係 (本庁舎 1 階) 1 番窓口
☐	住民票の写しを取得するとき	・本人確認できるもの (※) ・代理の方が請求する場合は委任状 (同一世帯員を除く)	
☐	印鑑登録をするとき	・登録する印鑑 ・本人確認できるもの (※) ・即日登録希望の場合は運転免許証やパスポートなど写真が貼付された官公署発行の公的証明書 ・代理の方が届ける場合は委任状 (代理申請の場合は即日登録できません)	
☐	国民健康保険に加入しているとき (名字・住所が変わるとき)	・国民健康保険資格確認書もしくは資格情報のお知らせ(顔写真付きの本人確認できるものでも代用可)	泉区役所 保険年金課 (本庁舎 2 階) 8 番窓口
☐	国民年金に加入するとき (3号被保険者から1号被保険者になったとき)	・基礎年金番号又はマイナンバー(個人番号)がわかるもの ・離婚届受理証明書などの離婚日がわかるもの(ただし、離婚日よりも被扶養者でなくなった日が早い場合は、健康保険喪失証明書などの被扶養者でなくなった日がわかるもの) ・印鑑 ・本人確認できるもの (運転免許証や顔写真付きのマイナンバーカード等)	泉区役所 保険年金課 国民年金係 (本庁舎 2 階) 7 番窓口
☐	厚生年金に加入しているとき (被扶養者を扶養しなくなったとき)	★ 勤務先へお問い合わせください。	★ 勤務先へお問い合わせください。
☐	児童手当を受けているまたは希望するとき	右記へお問い合わせください	泉区役所 保育給付課 子育て給付係 (東庁舎 4 階) 9 番窓口

☐	子ども医療費助成を受けているまたは 交付を希望するとき	・子の加入している健康保険がわかるもの ・受給者（申請者）の預金口座番号がわかるもの	泉区役所 保育給付課 子育て給付係 （東庁舎 4 階） 9 番窓口
☐	18歳以下のお子さんがいるとき	右記へお問い合わせください	
☐	児童扶養手当を請求するとき （対象：母子・父子家庭）	・申請者と対象児童の戸籍全部事項証明 ◆ 申請者と対象児童の戸籍が別の場合は各々1通 ・申請者と対象児童の加入している健康保険がわかるもの ・申請者名義の銀行口座番号がわかるもの ・年金手帳	
☐	特別児童扶養手当を受けているとき	右記へお問い合わせください	
☐	小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けているとき		
☐	認可保育施設を利用しているとき	右記へお問い合わせください	泉区役所 保育給付課 保育係 （東庁舎 4 階） 10 番窓口
☐	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳の交付を受けているとき （名字・住所が変わるとき）	・現在お持ちの身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	泉区役所 障害高齢課 障害者支援係 （東庁舎 1 階） 14 番窓口
☐	自立支援医療費受給者証（精神通院・更生医療）の交付を受けているとき （名字・住所が変わるとき）	・障害者自立支援医療受給者証 ・加入している健康保険がわかるもの	
☐	特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けているとき （名字・住所が変わるとき）	右記へお問い合わせください	
☐	各種障害者福祉サービス （通所・障害者ヘルプ等）を受けているとき （名字・住所が変わるとき）	・障害福祉サービス受給者証	
☐	心身障害者医療費受給者証の交付を受けているとき	・医療費受給者証（なくても可） ・加入している健康保険がわかるもの ・預金口座番号が確認できるもの（口座名義が変わる場合のみ）	
☐	50～125cc の原付バイクを持っているとき （名字・住所が変わるとき）	・標識交付証明書 ・本人確認物（運転免許証等） ・ナンバープレート（泉区内で住所が変わる場合は不要） ※住所が泉区から仙台市内の他区へ変わる場合は、転居先の区役所へ持参してください。	泉区役所 税務会計課 税務会計係 （本庁舎 2 階） 18 番窓口
☐	軽自動車を持っているとき （名字・住所が変わるとき）	右記へお問い合わせください	★宮城県軽自動車協会 電話：022-388-6033
☐	126cc 以上の二輪バイクを持っているとき （名字・住所が変わるとき）	右記へお問い合わせください	★東北運輸局宮城運輸支局 電話：050-5540-2011
☐	市・県民税、固定資産税、軽自動車税の納税を口座振替しているとき （名字・口座が変わるとき）	右記へお問い合わせください	★口座ご利用の金融機関